

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の自己啓発等休業に関する規程

平成20年1月24日  
規程第 2 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。以下「就業規則」という。）第32条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める。

## (目的等)

第2条 この規程は、職員の申出に基づく大学等における修学又は国際貢献活動のための休業の制度を設けることにより、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的とする。

2 この規程において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。

3 この規程において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして次に掲げる奉仕活動に参加することをいう。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして学長が認めた奉仕活動

4 この規程において「自己啓発等休業」とは、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。

## (自己啓発等休業の承認)

- 第3条 学長は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を申出した場合において、職務の運営に支障がないと認めるときは、当該申出をした職員の勤務成績、当該申出に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあっては2年（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。
- 2 前項の申出は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

- 第4条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第1項に規定する休業の期間を超えない範囲において、延長しようとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申し出ることができる。
- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 前条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の効果）

- 第5条 自己啓発等休業をしている職員は、職員として身分を保有するが、職務に従事しない。
- 2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（自己啓発等休業の承認の失効等）

- 第6条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。
- 2 学長は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。
- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申出に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(職務復帰)

第7条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(報告等)

第8条 自己啓発等休業をしている職員は、学長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申出に係る大学等における修学又は国際貢献活動の状況について、学長に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申出に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申出に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 学長は、自己啓発等休業の承認の申出をした職員に対して、当該申出について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3 学長は、自己啓発等休業をしている職員から第1項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第9条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(自己啓発等休業期間中の国家公務員共済組合掛金等の取扱い)

第10条 自己啓発等休業により給与が支払われない月における国家公務員共済組合掛金の職員負担分は、徴収すべき掛金の額及び払込先を前月末日までに当該職員に通知するものとし、当該職員は、当月の給与支給日までに支払うものとする。

(規程の実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。